

那珂市議会 総務生活常任委員会記録

開催日時 令和5年9月11日(月) 午前10時
開催場所 那珂市議会全員協議会室
出席委員 委員長 富山 豪 副委員長 關 守
委員 寺門 勲 委員 萩谷 俊行
委員 木野 広宣 委員 君嶋 寿男
欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 萩谷 俊行 事務局長 会沢 義範
次長 秋山 雄一郎 次長補佐 岡本 奈織美

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 玉川 明 企画部長 渡邊 荘一
秘書広聴課長 海野 直人 秘書広聴課長補佐 鈴木 伸一
秘書広聴課シティプロモーション推進室長 高島 俊久
市民相談室長兼消費生活センター所長 鈴木 良一
政策企画課長 篠原 広明 政策企画課長補佐 宇佐美 智也
財政課長 大内 正輝 財政課長補佐 照沼 克美
総務部長 玉川 一雄 総務課長 加藤 裕一
総務課長補佐 小泉 友哉
行財政改革推進室長兼行革・監査G長 桧山 和幸
瓜連支所長 南波 三千代 瓜連支所課長補佐 木内 忠
管財課長 川崎 慶樹 管財課長補佐 稲田 政徳
税務課長 小林 正博 税務課長補佐 鈴木 正寿
収納課長 片野 弘道 収納課長補佐 植田 徹也
市民生活部長兼危機管理監 平野 敦史
防災課長 石井 宇史 防災課長補佐 疋田 克彦
市民協働課長 秋山 光広 市民協働課長補佐 山田 明
市民課長 関 雄二 市民課長補佐 飯村 秀樹
環境課長 綿引 稔 環境課長補佐 萩津 厚緒
環境課環境G長 畠山 智光 会計管理者 茅根 政雄
会計課長補佐 高島 啓子 消防長 小田部 茂生
消防次長 小園井 司 消防本部参事兼予防課長 寺門 芳和
消防本部総務課長 寺門 薫 消防本部総務課長補佐 菱沼 孝行
消防本部予防課長補佐 樫村 重樹

消防本部警防課長 寺門 弘文 消防本部警防課長補佐 和田 郁生
東消防署長 堀江 正美 西消防署長 後藤 健仁

会議事件

- (1) 議案第40号 那珂市印鑑条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (2) 議案第41号 那珂市職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第43号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第44号 令和5年度那珂市一般会計補正予算(第5号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (5) 議案第46号 公の施設の指定管理者の指定について
…原案のとおり可決すべきもの
- (6) 議案第47号 令和4年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について
…原案のとおり認定すべきもの
- (7) その他
 - ・茨城県市議会議長会令和5年度第1回議員研修会について
 - ・議員と語ろう会について
 - ・調査事項について

議事の経過(出席者の発言内容は以下のとおり)

開会(午前10時00分)

委員長 改めまして、おはようございます。

本日は、総務生活常任委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

先日の台風13号、まずもちまして避難所等々対処に当たられました消防関係の皆様、職員の皆様に感謝申し上げたいと思います。

本市においては、大きな被害はないということですが、県北地区であります日立市、高萩市、北茨城市、常陸太田市と大きな被害が出たそうでございます。これからも、線状降水帯のずれで本市にも大きな影響があったのかなというところを感じますと、本市も今後とも緊張感ある備え、対処を心よりお願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきますと思います。

本日は長丁場になります。何とぞよろしくお願いいたします。

開会前にご連絡いたします。

本日は、換気のため廊下側のドアを開放して常任委員会を行います。ご理解、ご協力のほどをお願いいたします。

会議は公開しており、傍聴可能といたします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送いたします。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑、答弁の際は、簡潔かつ明瞭をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードにするなど、ご配慮をいただきたいと思っております。

ただいまの出席委員は6名でございます。欠席委員はございません。定足数に達しておりますので、これより総務生活常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めて、おはようございます。

今、委員長からお話がありましたように、台風13号については大きな被害がなかったということで、よかったと思っております。今日は決算等がありますので、慎重なりにもスムーズなご審議をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

続いて、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

今、委員長、議長からお話がありましたように週末の台風13号、幸いにも本市は大きな被害なく過ごすことができました。設置しました避難所はらぼーるとふれセンよこぼりにつきましては、らぼーるに12名の方のご利用がございました。出水期でございますので、早め早めの対応を心がけてまいりたいと思っております。

本日提出しております議案は、補正予算それから決算の認定等6議案でございます。ご審議のほどどうぞよろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

本委員会の会議事件は、別紙次第のとおりであります。

これより議事に入ります。

議案第44号 令和5年度那珂市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

財政課より一括して説明をお願いいたします。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、議案第44号をご覧ください。

議案第44号 令和5年度那珂市一般会計補正予算（第5号）について、ご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正になります。

事項、期間、限度額の順にご説明いたします。

追加になります。

人事給与システムリース、令和5年度から令和6年度まで、288万円。

固定資産課税台帳整備事業、令和5年度から令和8年度まで、9,532万6,000円。

固定資産税事務支援システム運用事業、令和5年度から令和8年度まで、1,212万2,000円。

常陸鴻巣駅ふれあい駅舎指定管理委託、令和5年度から令和8年度まで、390万円。

変更になります。

議会だより印刷製本業務、補正後限度額202万円。なお、期間につきましては補正前と同じになります。

5ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正になります。

下からになります。

変更になります。

起債の目的、臨時財政対策債、補正後限度額1億1,979万6,000円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じになります。

8ページをお願いいたします。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

歳入になります。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税5億9,168万1,000円。

13款分担金及び負担金、1項負担金、3目衛生費負担金1万8,000円。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金131万4,000円。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金2,637万4,000円。2目民生費国庫補助金1,714万5,000円。5目教育費国庫補助金250万9,000円。

16款県支出金、1項県負担金、2目衛生費県負担金65万2,000円の減。

16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金514万3,000円。

9ページをお願いいたします。

4目農林水産業費県補助金978万1,000円。

19款繰入金、1項繰入金、1目財政調整繰入金9億7,196万3,000円の減、2目他会計繰入金3,163万1,000円。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金6億1,428万8,000円。

21款諸収入、4項雑入、4目雑入159万5,000円。

22款市債、1項市債、6目教育債370万円。7目臨時財政対策債8,020万4,000円の減。

10ページをお願いいたします。

歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費48万4,000円、12目支所費1,887万6,000円。

2款総務費、4項選挙費、3目那珂市議会議員一般選挙費7万6,000円。

11ページをお願いいたします。

2款総務費、5項統計調査費、1目統計調査総務費154万5,000円。

13ページをお願いいたします。

中段になります。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費182万1,000円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。ないですか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおりに決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第44号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時09分)

再開(午前10時11分)

委員長 再開いたします。

委員の皆様申し上げます。

ここからは担当課ごとに所管の議案等の審議を行います。また、今回は決算の審議がございます。そのため、決算の質疑については説明のあった科目ごとに行い、質疑を終結いたします。決算認定についての討論及び採決は全ての該当項目への質疑が終了した後に行います。

次に、執行部に申し上げます。

説明の際は、まず課名と出席者を報告し、必ず議案書、決算書、説明資料等のページ数を述べてから、簡潔かつ明瞭に説明してください。決算の説明については、不用額など特に説明が必要なものについては、その説明をお願いいたします。

審議中に委員から資料などの請求があった場合は、議会事務局に資料データ提出をお願いいたします。

それでは、順次審議を行います。

消防本部が出席いたしました。

議案第43号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

消防本部総務課長 消防本部総務課長の寺門です。ほか8名が出席をしております。よろしく
お願いいたします。

消防本部予防課長 それでは、議案第43号をご覧ください。

議案第43号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例。

那珂市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が令和5年2月21日に交付されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案書16ページをお願いいたします。

議案第43号の説明資料となりますので、こちらの資料で説明させていただきます。

1、改正の理由につきましては、提案理由と同様でございます。

2が主な改正の内容となります。

初めに、（1）第11条の2、急速充電設備第1項関係の改正内容は、次のアからカとなります。アからイの一部、分離型の急速充電設備につきましては、充電対象である電気自動車等の大型化他、今後自動車以外にも電気化開発が予想されることなどから、社会情勢に合わせて定義を見直すものです。また、充電ポストにつきましては、変圧等の機能を有しないため出火危険性が低いものと想定されることから、建物との離隔距離、不燃性の金属材料に限定する規制の対象から除外するものです。

ウにつきましては、緊急時の停止措置の内容を明確化するものです。

エにつきましては、設備に内蔵する蓄電池のうち、設備の安全装置を維持するために設ける蓄電池については、規定による措置の対象から除外するもの。

17ページをお願いいたします。

また、充電ポストへの蓄電池内臓について、制限する規定を新設するものです。

オにつきましては、各号において、安全対策をはじめ、所要の規定整備を行うものです。

カにつきましては、号ずれの修正によるものです。

参考資料として、15ページの急速充電設備のイメージを参照いただければと存じます。

次に、（2）第16条、避雷設備の改正内容につきましては、第1項の括弧書きに字句を追記するものとなります。

続きまして、(3)第23条、喫煙等の改正内容は、次のアからエとなります。

アにつきましては、健康増進法の改正に伴い、設置が義務づけられる標識、喫煙専用室の表示と、火災予防の観点から設置が義務づけられる標識、喫煙所の表示が重複して表示されることを避けるためのもの、また項ずれの修正となります。

イにつきましては、条例に規定する禁煙、火気厳禁等の標識または喫煙所の標識に図記号標識を併設する場合には、国際標準化機構が定めた規格または日本産業規格に適合するものに統一する旨を新たに規定するものとなります。

ウにつきましては、本文中の項番号の修正。

エにつきましては、項が削られたことに伴い、関連する表を削除するものです。

3の施行期日等につきましては、本条例の施行日は、公布の日からとなります。

18ページをお願いいたします。

ただし、第11条の2第1項の改正規定及び経過措置第2項の規定は、令和5年10月1日から施行となります。

経過措置として、附則第2項及び第4項につきましては、いずれも従前の例が適用されます。また、第3項につきましては、当該規定の読み替えとなります。

なお、2ページから14ページは、条例の改正文、新旧対照表、改正する条例の概要になりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

木野委員 15ページに急速充電設備のイメージがあるんですけども、那珂市には、こういうタイプじゃないと思うんですけども、何台あって、こういう設備というのは那珂市にあるのでしょうか。

消防本部予防課長 お答えいたします。

現在、那珂市で消防本部が把握している充電設備につきましては、7基ほど把握しております。このうち、条例の規制対象となります急速充電設備に該当するものは1基と把握しております。15ページに記載されております分離型の急速充電設備については、現在のところ設置を把握しておりません。なお、一体型につきましては7基全部が一体型となりますが、条例の規定に該当するものは1基、先ほど申し述べたとおりとなります。

以上でございます。

委員長 ほかがございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第43号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第47号 令和4年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について(消防本部所管部分)を議題といたします。

所管部分の説明をお願いいたします。

消防本部総務課長 議案第47号 令和4年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてをご説明いたします。

決算書の190ページをお開きください。下段になります。なお、決算主要施策調書については154ページから159ページまでが消防本部所管事業となっております。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

8款消防費、1項消防費、次のページをお開きください。1目常備消防費8億8,212万4,161円。不用額のうち主なものは、1節から4節までの職員人件費1,649万3,812円。職員人件費の不用額です。その他、記載のとおりです。

決算書196ページをお開きください。

非常備消防費についてご説明いたします。

2目非常備消防費4,044万7,282円。不用額のうち主なものは、1節報酬185万3,070円です。理由としましては、災害出場件数が少なかったための不用額となります。その他、記載のとおりです。

同ページ、下段になります。

消防施設費についてご説明いたします。

3目消防施設費1億2,123万8,831円。不用額のうち主なものは、14節工事請負費の入札差金になります。決算主要施策調書157ページに記載されております消防本部庁舎改修事業ですが、設備修繕1件、補修工事を3件行いました。

次に、決算主要施策調書158ページに記載されております常備消防車両整備事業ですが、購入後18年が経過した東消防署の消防ポンプ自動車を更新しました。

決算主要施策調書159ページに記載されております消防団車両整備事業ですが、購入後24年が経過した第2分団第2部及び第3分団第3部のポンプ積載車を更新しました。その他、記載のとおりとなります。

決算書198ページをお開きください。

中段になります。

水防費についてご説明いたします。

4目水防費15万8,195円。その他、記載のとおりとなります。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

君嶋委員 すみません、何点かお伺いをいたします。

まず、決算書では197ページ、上段に感染症対策消防資機材等の整備事業ということで、一応予算は172万6,000円で、使った、決算としては172万5,559円ということですから、ほぼ予算で賄えたというように報告がありますがけれども、実際いつもより、この時期物価高ということで、資機材を数だけ準備できたのか、それとも予算に合わせて数は減らして調整したのか、その点ちょっとお伺いしたいと思います。

消防本部総務課長 お答えいたします。

感染症対策事業の消耗品につきましては、前年度から在庫数を見まして、出場件数を見越しまして一括で計上して購入しました。物価高等もありまして、予算どおりの金額ではないものありましたが、数は予算どおり買いまして、数の不足もありませんでした。

君嶋委員 これからも、数というか、予算組んでも、とにかく物価高って本当にどんどん上がってきちゃうんで、そこはいつもより予算をある程度取ってもらうように、出してもらうようお願いをすべきかなと思うんです。やはり、最終的には私たち市民を守る、守っていただく、特にコロナ感染が今5類になって落ち着いているといっても、今も結構増えている状態ですから、また新たなそういうウイルスも出てきているとなると、職員の方が感染してしまうと本当に仕事、救助にも、いろいろな面にも影響してくるのかなと思いますので、そこは今後もできるだけ、私たちも予算は出すべきと言っていきますので、ぜひその辺は踏まえて上げておいてと思います。

あと1点、すみません。その下にポンプ操法大会、昨年の出場って、自粛したんですよ。

警防課長 お答えします。

昨年度につきましては、ポンプ操法大会をやるということで始まったんですが、途中でコロナの感染が拡大しまして、途中で中止となっております。

以上です。

君嶋委員 そうすると、一応予算を計上したけれども、中止というところで終わったということですね。そうすると、今年の操法大会、もう訓練は始まっていると思いますが、どちらで、どこの分団が出るのか、ちょっとお伺いをいたします。

警防課長 お答えします。

今年度のポンプ操法大会にあつては、事務局がひたちなか市になります。ひたちなか市も例年ですとひたちなか市内で実施しておりましたが、今年度は会場の都合がつかないということで、茨城町にあります消防学校に会場を移して実施する予定となっております。以上です。

委員長 出場分団は。

警防課長 申し上げます。

出場分団は、本年度は6分団で、自動車ポンプの部、小型ポンプの部で出場することになっております。

以上です。

君嶋委員 分かりました。会場が、今まで常陸大宮市の会場だったのが、いろいろな状況、会場を使用できないということで、今そういう形で、今回は茨城町の消防学校、今後そういうのが続くのか、それともどこかで会場をきちんと整備するのか、その辺を検討していただければと思います。

あともう1点が、次のページの199ページになりますけれども、水防訓練。今年の5月28日にも、これちょっと決算とは別かもしれませんが、5月28日に久慈川水系の水防訓練、暑い中、大変お疲れさまでした。訓練は私らも見させていただいたんですが、大変すばらしい会場ができていますが、何か聞くところによると、すぐ整備して元に戻すという話ですが、できれば何年かに一回はもう必ず回り番で来る訓練ですので、整地しないでこのまま使えるような対応していただければと思うんですが、今の現状がどうなっているかお伺いします。

警防課長 お答えします。

水防訓練につきましては、5年に一度、那珂市が事務局のほうで開催の番が回ってきます。今回行ないました水防訓練のほうは久慈川水系の水防訓練となりますので、久慈川を基本とした会場のほう選定する必要となります。ですので、那珂市内においては、久慈川周辺にあれだけの今年度実施した規模の土地を確保することは難しいという事で、国土交通省と協議を重ねまして、緊急治水対策で一時的に土砂置場として使用している会場をお借りいただいて、先ほどもお話あったように、訓練終了後は元に戻すということで、それが前提のもとで訓練会場を設営させていただきました。これを常設するとなると、やはり今申し上げたように、維持管理、あとは広大な土地が必要となるということで、常設の会場を設営するのは難しいと考えます。

以上です。

君嶋委員 ありがとうございます。私の個人の考えだと、国土交通省も関係していますよね、この訓練には。ですから、やはり国土交通省今回も借りて、そこに予算をつけて整備するということで実施しましたけれども、5年に一度、やはり順番が回ってくるのなら、やはりそこを国土交通省と交渉して、できればそういう訓練の場所として整備し

て、管理も国土交通省でやってもらう、そういう話を今後詰めてみたらどうかと私個人的に思ったんです。

久慈川水系ですから、常陸太田市も東海村も使いますから、もし場所が同じでも訓練の内容も同じですから、そういうことも踏まえて、会場としてつくるのを今後検討してもいいのかなと思います。5年に一度予算組んで、はい整備しました、はい壊しましたではちょっともったいないかな。あれだけすばらしい会場つくったんですから、その辺は今後検討としてお願いしたいと思います。

委員長 ほかがございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

以上で消防本部所管の審議を終了いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時31分）

再開（午前10時33分）

委員長 再開いたします。

財政課が出席いたしました。

議案第47号 令和4年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について（財政課所管部分）を議題といたします。

初めに、歳入の所管部分について、一括して説明をお願いいたします。

財政課長 財政課長の大内です。ほか3名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、決算書16ページをお願いいたします。

款項、収入済額の順にご説明いたします。

一番下になります。

2款地方譲与税、18ページをお願いいたします。1項地方揮発油譲与税6,777万1,000円。2項自動車重量譲与税2億285万円。3項森林環境譲与税910万円。

3款利子割交付金、1項利子割交付金228万7,000円。

4款配当割交付金、1項配当割交付金3,332万6,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金2,643万2,000円。

20ページをお願いいたします。

6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金9,161万4,000円。

7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金12億3,821万5,000円。

8款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金165万2,189円。

9款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金2,665万9,000円。

22ページをお願いいたします。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金6,802万3,000円。2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金5,665万5,000円。

11款地方交付税、1項地方交付税46億1,101万7,000円。

12款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金545万2,000円。

24ページをお願いいたします。

13款分担金及び負担金、1項負担金1億7,250万349円。

26ページをお願いいたします。

14款使用料及び手数料、1項使用料1億2,042万1,583円。

28ページをお願いいたします。

2項手数料3,283万3,613円。

30ページをお願いいたします。

15款国庫支出金、1項国庫負担金25億2,059万4,904円。

32ページをお願いいたします。

2項国庫補助金22億7,429万975円。

40ページをお願いいたします。

3項委託金1,693万4,576円。

16款県支出金、1項県負担金10億2,780万4,787円。

42ページをお願いいたします。

2項県補助金5億2,930万3,643円。

50ページをお願いいたします。

3項委託金1億3,721万5,482円。

52ページをお願いいたします。

17款財産収入、1項財産運用収入958万7,031円。2項財産売払収入522万2,478円。

54ページをお願いいたします。

18款寄付金、1項寄付金7,142万2,643円。

56ページをお願いいたします。

19款繰入金、1項繰入金2,859万5,813円。

20款繰越金、1項繰越金15億3,675万1,952円。

21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料926万6,975円。2項市預金利子3万5,971円。

3項貸付金元利収入1,275万3,948円。

58ページをお願いいたします。

4項雑入4億4,087万5,471円。

62ページをお願いいたします。

22款市債、1項市債13億2,558万4,000円。

66ページをお願いいたします。

23款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金30万7,000円。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて、歳出の所管部分で、第2款総務費について、説明をお願いいたします。

財政課長 それでは、決算書76ページをお願いいたします。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費1,327万166円。

102ページをお願いいたします。13目財政調整基金費1億9,144万1,000円。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続きまして、11款公債費、12款諸支出金、13款予備費について、説明をお願いいたします。

財政課長 それでは、決算書250ページをお願いいたします。

11款公債費、1項公債費、1目元金20億3,580万1,074円。2目利子4,865万4,126円。
3目公債諸費ゼロ円。

12款諸支出金。252ページをお願いいたします。

2項土地開発基金繰出金、1目土地開発基金繰出金257万1,982円。

13款予備費、1項予備費、1目予備費ゼロ円。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時45分)

再開(午前10時46分)

委員長 再開いたします。

秘書広聴課が出席いたしました。

議案第47号 令和4年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について（秘書広聴課所管部分）を議題といたします。

所管部分の説明をお願いいたします。

秘書広聴課長 秘書広聴課長の海野でございます。ほかに6名の職員が出席しております。よろしくをお願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

秘書広聴課の所管事業でございますが、決算書の73ページ下段、秘書広聴事務費から77ページ中段までのシティプロモーション推進事業、こちらまでと、またページがちょっと飛びますが、179ページ下段の消費者行政推進事業、こちらが所管となります。なお、決算主要施策調書につきましては6ページとなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、決算書の72ページ、73ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、2目秘書広報広聴費でございます。支出済額2,308万6,139円、不用額384万6,861円でございます。不用額の主なものとしましては、8節の旅費及び9節の交際費となっております。

まず、初めに8節の旅費、不用額89万1,500円でございますが、こちらにつきましては秘書広聴事務費とシティプロモーション推進事業、こちらの残余となるもので、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして各種会議であったりイベント等、こちらの中止や不参加という扱いになったことによるものでございます。続きまして、9節の交際費、不用額60万3,787円でございますが、こちらはやはり秘書広聴事務費の市長交際費の残によるものでございます。交際費から支出すべき各種団体の総会や懇談会などの会合、こういったものが新型コロナウイルスの影響により中止または不参加となったことによるものでございます。

続きまして、ページが飛びます。決算書の178ページ、179ページの下段をご覧ください。

6款商工費、1項商工費、4目消費者行政推進費でございます。支出済額71万7,336円、不用額38万6,664円でございます。不用額の主なものとしましては、8節の旅費及び10節の需要費となっております。まず、初めに8節の旅費につきまして、不用額17万5,000円でございますが、こちらは職員及び消費生活センター相談員の研修、こちらがやはり新型コロナウイルス感染症の影響によりまして現地での研修開催からリモート会議などによりまして旅費の使用がなくなったというものでございます。続きまして、10節の需要費、不用額14万9,164円でございますが、消費者行政の啓発活動、こういったものも行っておりまして、市内スーパー店頭等で実施しておりました街頭啓発活動、こういったものが、やはりコロナウイルスの影響によりまして中止または実施の縮小によりまして啓発物品や備品等の購入も見送ったものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

寺門委員 昨年度と今年、今年度入りまして、「市長と話そう 輪い・和い座談会」の件なんですけれども、昨年度何件ぐらい実施して、今年度は既に何件ぐらい実施されているか、それをお伺いしたんですけれども。

秘書広聴課長 昨年度、実施が1件。今年度は、今のところございません。

以上でございます。

寺門委員 今後、輪い・和い座談会を予定している地区等がございましたら、参考に教えていただければ、お願いいたします。

秘書広聴課長 今のところ、担当課に申込みであったり、事前相談というものはございません。

以上でございます。

寺門委員 それぞれの地区で、もしかしたらやってみたいんだというところがあるかもしれませんので、ぜひ積極的にまた再度取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

委員長 ほかがございませんか。

君嶋委員 今の関連でちょっとお聞きしたいんですけれども、おそらく各自治会まちづくりとかで希望しなければ駄目なんですか。逆に市長のほうから、市長というか担当のほうからやりたいというか、順番でどの地区、どの地区とか、やろうとか、そういう計画はないんですか。

秘書広聴課長 まず、輪い・和い座談会の本来の趣旨といたしますか、そういったものは、やはり市民と市長のほうで直接同じ場で懇談する。今君嶋委員おっしゃいましたように、基本はおおよそ団体でいきますとまちづくりであったり、それぞれの自治会であったり、そういったところでお申込みをいただきまして、かつ、テーマを幾つかに絞り込んでいただきまして実際に開催するというところでありまして、現時点で輪い・和い座談会を、市の執行部側からという流れは現在のところもっておりません。よろしくお願いたします。

君嶋委員 そうすると、こちら各自治会やまちづくりで聞きたければ市長とわいわい、いろいろ話をしたいという場合には申込みばいいということですね。逆にね、今やるのがいいのかなと私は思うんですけれども、いろいろ道の駅の話とかね、そういうのを聞きたいとかそういうのもあるから、それを申込みば、ある程度そういう機会を設けてくれるということですよ。分かりました。

あと1点、ちょっとすみません。決算書77ページの一番下、シティプロモーションについてお伺いしたんですけれども、今回も高速バスのラッピング、これってそろそろいいのかなと私は思うんですけれども、これは継続する考えなのか。あとは、LUCKY FMの茨城放送に一応198万円上げていますけれども、これはほかの自治体ではどれぐら

い、やはり同じようにL u c k y F Mと契約するのか、この2点お伺いしたいと思います。

秘書広聴課長 今ご質問2点であったかと思えます。

まず、1点につきましては、私からご説明させていただきます。

これまで、高速バスのラッピング、いい那珂暮らしのラッピング、派手なデザインで走っていただいておりますが、こちらが平成29年から実際にやっております、3年ごとに更新をしていた経緯がございます。これは、やはりバスの車体にラッピングを施すというのは耐用年数が3年というところがございまして、実施していたものでございます。本年度からは、ちょうど切替えの時期が今年度の4月にございましたので、ラッピングバスにつきましては6年間実施した結果として、バスの走行に応じた、見ていただいた方には刷り込み効果、こういったものがある程度6年経過しましたので、一旦は終了という形の考えがありました。また、やはり、ご承知のように、ここ数年新型コロナウイルス関係の状況もございまして、思うように高速バスの運行自体がなかなか行かなかったというところもございまして、やはり多額の費用をかけておりますので、3月いっぱい今回一旦終了という形にさせていただいております。ただ、今後このラッピングバスを全て中止といたしますか、今後やらないという考えではありませんので、やはり時期とかそういったものを見据えながら、再度そういったもの取り組むことも内部で検討しているということです。まず1点目は以上です。

シティープロモーション室長 お答えします。

L u c k y F MのラジオCMでございしますが、那珂市では現在2年目になっております。他市町村のお話ですけれども、申し訳ございません。他市町村がどのくらいの状況でやっているということは現在把握しておりません。ただし、水戸市や行方市は定期的なコーナーを持ってL u c k y F Mで放送しているというようなことは存じてございます。

以上です。

君嶋委員 ありがとうございます。ひとつ、ラッピングバス3月で一応契約はやめて、今後また新たな時期を見てという、これは私いいと思います。やはり、もう大体ラッピングバスの印象は分かったし、高速バスもそんなに走ることも、回数が少なければやはり目立たないというか、それもあるんで。また新たなイメージが、那珂市の今のラッピングとまた違うイメージが、いいのがあれば、それを使ってPRすることはいいことだと思います。

あと、茨城FM、茨城放送、よくPRは聞こえてきます。ほかの市町村も多分出しているのかなと思うんですけれども、今後FMばるるんもちょっと考えてみてはどうなのかな。よく水戸市なんかでは水曜日に地元の方が行ってしゃべったりするし、FMばるるんのアナウンサーというか、やっている方が那珂市出身の方もいるんで、そういう方も

踏まえて、ちょっといろいろ検討したらどうかなと思いますので、よろしく願います。

秘書広聴課長 ありがとうございます。

今君嶋委員からFMぱるるんの件、お話しいただきました。FMぱるるんとは令和3年度まで放送を実際お願いしていた経緯がございます。昨年度から、令和4年度から実際にはL u c k y FMというところに放送をさせいただいておりますが、こちらに切り替えた趣旨というものは、以前ちょっとご説明で触れたことありますが、改めて説明します。FMぱるるんですと水戸圏域の放送エリアというところがひとつ、大きなところでございます。こちらに比較しまして、今回、今現在放送しておりますが、L u c k y FMにつきましては、県内だけにとどまらず、首都圏まで放送エリアが拡大しているというところがまず大きな違いというところがございました。やはり予算をかけてというところもどうしてもありますので、できるだけ多くの方に那珂市をPRできるような、媒体というところで、令和4年度から切替えをさせていただいております。

また、放送の状況としましては、昨年度は毎月、ほぼ毎月になりますが、HAPPYパンチというコーナー、こちらで10分間の生放送をさせていただいております。主にですが、例えば4月であれば八重桜まつりの前に、実際に職員が放送局に出向きまして、マイクの前で緊張しながらも市のPRをするというようなことを昨年度より続けております。生放送とは別にスポット放送というところで、各時季で応じた八重桜まつりであったり、または市の職員募集であったり、ひまフェスであったり、そういった何か発信したいところにつきましては、随時毎回20秒の放送時間ではありますが、放送させていただいて、より多くの方に聞いていただくというようなことで、話は戻りますが、L u c k y FMの放送につきましては令和4年度から現在に至っているところです。

以上でございます。

君嶋委員 ありがとうございます。L u c k y FM茨城放送はうちも毎日作業所でも流しているから大体全部分かるんです。ただ、FMぱるるんも、やはり水戸市近隣しか流れませんけれども、何かいろんなイベントとかお知らせの場合には、やはりその辺を活用してPRするのもいいのかなと私は思いますので、そこはちょっと考えておいてください。契約して毎回流すのではなくて、やはりいろんな事業、イベントがあるときにはその放送局も利用してPRすることも必要かなと思っていますので、その辺も検討していただければと思います。

以上です。

委員長 ほかございませんか。

木野委員 1点だけ。

決算主要施策調書の中で負担金ってありますよね。これ三つありますけど金額の差というのはどういった経緯なんでしょうか。

秘書広聴課長 すみません、確認でございますが、事業名はシティプロモーションでよろしかったですかね。こちらの負担金三つでございますね、少々お待ちください。

シティプロモーション室長 負担金三つの内容ですけれども、一つは市でカミスガプロジェクトの「ガヤガヤ☆カミスガ」に年に5回那珂市として、シティプロモーション推進室で出店しておるところが入っております。

もう1点ですけれども、日本自動車連盟、J A Fですが、そちらとシティプロモーションの協定を結びまして、J A FのJ A F M a t eという機関誌に那珂市の紹介をしたり、あるいはJ A Fのホームページを使って那珂市の発信をしたりというようなものの会費ということで入っております。

最後ですけれども、昨年度に限ってなんです、文化デザイナー学院と協定を結んで、那珂市の四匹の狐の物語という民話をアニメーション化しまして、これ各学校、小学校ですが、お配りして、道徳の教材の一部として使っていただければなというような、そのような目的でつくった経緯がございます。

以上、3点でございます。

委員長 ほかございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午前11時04分）

再開（午前11時05分）

委員長 再開いたします。

政策企画課が出席いたしました。

議案第47号 令和4年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について（政策企画課所管部分）を議題といたします。

所管部分の説明を願います。

政策企画課長 政策企画課長の篠原です。ほか3名が出席しております。どうぞよろしく願います。

座って失礼いたします。

歳入歳出決算書の80ページ、81ページをお開き願います。なお、決算主要施策調書につきましては8ページから13ページまでが政策企画課所管事業となっております。

それでは、款項目、支出済額の順にご説明をいたします。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、支出済額4億8,051万2,036円でございます。この企画費のうち、ページが飛びながらになりますが、政策企画課が所管する事業についてご説明をいたします。

まず、81ページでは、上から二つ目の企画事務費で12万5,390円、その下の広域連携事

業は14万2,000円で、県央地域首長懇話会や県央地域連携中枢都市圏連携事業などにおける負担金でございます。その下の総合計画策定事業450万8,963円。決算主要施策調書の8ページになりますが、その下の総合開発審議会設置事業30万3,999円につきましては、今年3月に策定をいたしました第2次那珂市総合計画後期基本計画の策定に要した費用でございます。

続きまして、85ページをお願いいたします。

下から二つ目のまち・ひと・しごと創生総合戦略管理事業12万3,147円は、総合戦略の評価検証や進行管理を行うというもので、その下のいい那珂暮らし応援子育て世帯住宅取得助成事業の2,400万円は、市内に新たに住宅を取得する子育て世帯などに対しまして、費用の一部を助成するものでございます。

次に、87ページをお願いいたします。

一番上のいい那珂暮らし促進事業1,899万752円につきましては、こちらは調書の9ページでございます。こちらは、移住セミナーや移住ツアー、お試し居住、学生による企業インターンシップ等の移住定住の促進に係る費用でございます。この事業では、東京圏から移住して特定の企業に就職などした場合、テレワークによる移住者に対しまして移住支援金などを交付する準備をしていたところでございますけれども、対象者となる世帯や個人がいなかったということと、また市内の不動産事業者などが持つ物件を紹介しましてマッチングをする機会である住まいづくりフェア、こちらにもコロナ禍の影響を受けて中止したこともありまして、負担金補助及び交付金で約693万円の不用額が生じてございます。

次に、一つ飛びまして、いい那珂サイクルプロジェクト推進事業184万1,533円につきましては、こちらは調書10ページでございます。サイクルサポートステーションに配備した自転車ラックや空気入れなどの消耗品、L u c k y F M茨城放送と協働で実施したいばチャリ i n 那珂など自転車イベントに関する費用で、市の自転車活用推進に係る費用でございます。

その下のいい那珂協力隊推進事業1,342万円。こちらは、調書のほうで11ページでございますが、現在活躍していただいている地域おこし協力隊のうち2名分について、活動を支援する委託費となっております。

その下のいい那珂パートナー連携事業3万8,617円は、産学官連携を推進するための費用となっております。

続いて、89ページ一番上のキャッシュレス決済ポイント還元事業9,662万5,604円。こちらは、調書の12ページでございます。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、電力、ガス、食料品等価格高騰の影響を受けた生活者に対しまして、消費の下支えとなるよう支援を行うとともに、キャッシュレスの推進で市内の消費を喚起し、感染症の影響を受けた事業者への支援を目的に実施したものでございます。なお、委託料のうちポ

イント付与の原資としまして約416万円の不用額が生じてございます。

続きまして、少し飛びまして、102ページ、103ページをお開き願います。

14目諸費、支出済額6,672万1,809円でございます。この中で、103ページ中ほどのふるさと寄附金「ふるさとの便り」事業2,986万1,065円が政策企画課の所管事業でございます。調書のほうでは13ページでございます。ふるさと納税の受付ポータルサイトの利用料、返礼品代金を含む中間支援事業者への委託料などの費用となっております。なお、令和4年度的那珂市へのふるさと納税につきましては2,628件で5,511万8,000円の寄附を受入れてございます。また、見込みより納税額が少なかったということで、クレジット収納手数料の役務費、返礼品代金を含む中間支援事業者への委託料、ポータルサイト等のシステム利用料につきまして、合計で3,341万円の不用額が生じております。

続いて、少し飛びまして、112ページ、113ページをお開き願います。

2款総務費、5項統計調査費、1目統計調査総務費、支出済額552万2,990円でございます。次の、115ページになりますが、上から二つ目の団体補助事業13万円につきましては、市の統計調査委員会への補助金となっております。

続いて114ページ中ほどの、2目各種統計調査費、支出済額103万8,439円でございます。令和4年度は、毎年実施いたします学校基本調査、毎月実施します常住人口調査、5年に一度の就業構造基本調査の三つの統計調査と、今年の10月1日が基準日である住宅土地統計調査の準備として単位区の設定がございましたが、これらの各種統計調査に係る費用となっております。

次に、172ページ、173ページをお開き願います。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費、支出済額1億2,429万567円でございます。このうち政策企画課所管事業は、173ページ中ほどになります企業立地促進事業の81万1,880円でございます。県の工業団地企業立地推進協議会への負担金や企業立地促進雇用奨励補助金などの費用となっております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

木野委員 決算主要施策調書の10ページのいい那珂サイクルプロジェクトなんですけれども、実際に矢羽根をやって、やっている方の反響というか、状況みたいなものを何か聞いていますか。

政策企画課長 矢羽根につきましては、我々の政策企画課で計画を策定して、その計画に基づいて線を引いているということでございますけれども、予算につきましては土木課をお願いしているものになります。矢羽根の反響ということでございますけれども、まだまだ認知度が低いなどというのがちょっと実感としてあるところでございまして、今年度も

広報なか等を活用しまして矢羽根というのはこういうものだ、自転車が通行するための道路といいますかそういった印ということと、ドライバーの方にもここは自転車が通りますということ訴えて、安全な自転車活用推進をしていきたいところで、全国的に広まっているところでございますけれども、那珂市においても計画に基づいて進めていきたいと思っております。先ほども申し上げましたが、まだまだ認知度が低いので、啓発は進めていきたいと考えてございます。

木野委員 矢羽根なんですけれども、結構色があせるのが早いというイメージが私ありまして、結構県植物園の通りとか、あと門部辺りなるんでしょうけれども、道路によって全然色もまばらになってきていて、その辺修理をしっかりと行っていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

以上です。

君嶋委員 同じこの主要ページ、10ページの奥久慈里山ヒルクライムルート利活用推進協議会に20万円の負担金を出していますよね。この内容ってどういうことなのかちょっとお聞きします。

政策企画課長 奥久慈里山ヒルクライムルートの負担金の対象となる市町村で集めて行っているものになりますけれども、県の事業ということでありますけれども、その中で主なものとしましては、先ほど言った矢羽根であったりとか、あとは看板です。電柱につけたりとかということで、マーク、サインなどの看板の設置費です。あとは、イベントの事業費です。今年度で申し上げますと、期間イベントということで、アプリを使いまして、県で今、奥久慈里山で二つのルートをつくってしまして、そのルートも回って全部のチェックポイントを回ると記念品がもらえるというようなイベントの設定を県で今年しました。そういったイベントの事業費、そういったものに使われるということで我々は認識しております。あと、那珂市としてはサイクルサポートステーションがございまして、そちらに自転車のラックであったり、あとのぼり旗であったりとか、そういったものの設置ということで、希望するところがあれば設置をしていただけないかというようなことでお聞きしています。

君嶋委員 そうすると、那珂市と、ここの近隣ではどの市町村も20万円ずつ負担をしているんですか、それとも、一律負担なのか、それとも多少金額が違うのか、お伺いします。

政策企画課長 那珂市が20万円で、それ以外の常陸太田市、常陸大宮市、大子町、城里町が20万円ずつだったと思います。水戸市も入っているんですけれども、水戸市は大洗町のほうにもサイクルルートがありますので、合わせて20万円ということで、たしか水戸市だけは10万円だと思います。

以上です。

君嶋委員 あとはどこも一律20万円、常陸太田市、大子町、常陸大宮市も。分かりました。

その中で、先ほど言った看板とか矢羽根とか、そういう整備をするということでありま

す。大会等の運営もそこに含まれるということですのでよろしいですね。

政策企画課長 すみません。冒頭申しあげました矢羽根とかにつきましては、その負担金から出されているかどうかちょっと定かではないんですけれども、イベントにつきましては間違いなく負担金のほうから出されているというふうに考えてございます。

君嶋委員 分かりました。イベント、昨日ほかで事故もありましたよね。本来なら通行止めのところに車が入ってきて、競技者というか、自転車の方が正面で。ですから、そういう大会運営等について大会側のミスがあったんじゃないかとか、いろいろ今、これから騒がれると思うんですけど、この辺についても、今まで自転車等の転倒事故とか、そういうのは今まで過去になかったのかちょっとお伺いします。

政策企画課長 君嶋委員おっしゃっていた内容は北海道のレースだと思うんですけれども、あのレースにつきましては、一般的にいう自転車の競技レースということで、本来であれば走行車線を走らなければならないところを対向車線にはみ出したというケースだったかと思います。那珂市でやっているイベントにつきましては、そういうレースというのは今特にやってなくてですね、どちらかという、前後にサポーターがつきまして、1グループ10人以内ぐらいで動くような、それを何グループかつくるようなイベントだったりとか、あとハーフセンチュリーというのも完全にレースではなくて、信号を守って、きちんとサイクリングをするというふうな内容になっておりますので、そういったところの安全確保という部分でいきますと、警察にも協議をしてご協力いただいたりしますけれども、そういうレース的なものは今のところやってないというところがございます。なので今のところ市が関わったイベントの中で事故が発生したというような経緯はございません。

君嶋委員 レースじゃなくても、競技走っている場合に、那珂市内って全部が全部道路が広いわけじゃないところもコースになっていますよね。その中で、10台とか、何台か連ねて走っている方に対して、結構車のドライバーの方から言われるのは、狭い道路に一応その乗る方はルールを守っているんでしょうけれども、スピードもあるし、サイドミラーに映らないときがあったり、視界から外れるような場合もあるんで、ちょっと危険なときもあるんですよという話はよく聞きますし、私も実際走っていてそういうのを感じたこともあるんです。その辺はマナーによると思いますけれども、今後乗る方にも十分注意していただければと思います。

あと1点、すみません、聞きたいのは、9ページに戻ります。

移住交流体験として229万6,060円、これ予算で使用していると。これの成果、移住体験で何件ぐらいが体験して、その成果があったのか、ちょっとお伺いいたします。

政策企画課長 移住交流体験につきましては、移住体験のツアー、日帰りのバスツアー、首都圏からの日帰りのバスツアー、それを行ったのと、あと1泊2日で2回ほど開催したツアーというものが体験ツアーとしてはございます。日帰りバスのほうが5名参加をいた

できました。1泊のほうが3名ということで、合計8名ということになってございます。この方々がすぐ那珂市に転入してきたかということ、そういうことではないんですけれども、今後色々なイベント、東京でやるイベントもございますので、そういったところに那珂市が行く機会があった場合には、那珂市でこのイベント、セミナーに出席するので、ぜひそのときもまた来てくださいますということで、フォローアップといえますか、そういったことを継続して進めていくことで実施してございます。

君嶋委員 体験、移住交流体験、バスツアーで来たという方が、アンケートは取っているんでしょうけれども、また来たいとか、ここに住んでみたいとか、あたりがいいとか、好感度がよかったとか、そういうふうに感じられましたか。それとも、ちょっといまいちかなとか、そういう判断をされたのか、その辺ももし分かればお聞きしたいと思います。

政策企画課長 移住体験ツアーにいらっしゃる方皆さんそうなんですけれども、移住に前向きな方々が多いということもありまして、那珂市のうりといえますか、住みやすい場所であるところのアピールも那珂市で行っておりますし、全体的に見ると、皆さん好感度といえますか、そういったかたちではありますけれども、実際にほかも見に行っておりますので、ちょっと考えますという方が多いのかなというふうには考えております。

君嶋委員 やはりほかも見ているということですね。そうすると、借上料として家屋の予算をつけて上げていますよね。何件ぐらい借り上げて、その方が移住してきた場合にはそこに住んでもらうとか、そういう計画での借り上げなのか、お伺いいたします。

政策企画課長 こちらに記載されている借上料につきましては、お試し居住、菅谷の町中になりますけれども、以前は一軒家を借りていたんですが、今回はアパートを借り上げております。昨年度の実績としましては、8組で16の方がご利用いただきまして、日数でいきますと125日ご利用いただいているという、年間の3分の1は貸しているような状況になってございます。この方々の年齢も様々なんですけれども、比較的、リタイアされたような方もいらっしゃいますし、子育て世帯の方もいらっしゃいますし、この方々もいろいろ移住を考えている方なので、我々も相談を受けたりですとか、物件のご紹介をしたりですとか、あとは周りを歩いてもらったり、近隣、那珂市内じゃなくても近隣を歩いてもらったりですけど、そういったことをしていただくかたちで、これも先ほどと同じなんですけれども、フォローアップといえますかそういうことも継続してやっていて、最近は一ピーターもできるような形になっております。

以上でございます。

君嶋委員 8組、16人、夫婦でくれば大体16人で、それで3分の1、1年間の、滞在しているということであれば、できればそういう方が移住してくれると、そういうふう流れればいいですが、そこに、これ宿泊料取るわけじゃないでしょう、一応、体験、その辺

はどうなんですか。無償で住んでもらって、そこでここに生活してもらおう。それとも、一応宿泊費として幾らかをお金を出しますよね。その辺をちょっとお聞きします。

政策企画課長 3日間まで5,000円ということでやらせていただきまして、1日増えるごとに1,000円という料金設定で、あくまでもまずはお試しという形になりますので、お試し居住となっております。土日もあるんですけども、土日も職員のほうが対応いたしまして、いろいろな相談事であったりとか、そういうことも対応しているところでございます。

君嶋委員 3日間で5,000円で、1日増えると1,000円。そうしたら、もう本当に旅館とかホテル泊まるより一番いい宿泊施設みたいになっちゃいますよね。だから、そこをきちんと、やっぱり利用してくれた方がこちらに住んでもらえるような方向に何とか持っていけるように努力してもらいたいと思います。本当に二人で旅行がてら、これこう思っちゃいけないんですけども、安い宿泊費で泊まって、周りをいろいろ散策してとなるとちょっと趣旨が違うんで、やはりここに住んでいただけるような、そういう努力はしていただければと思います。

以上です。

委員長 ほかございませんか。

私から1点だけ。

すみません、ふるさと寄附金なんですが、順調に年度重ねるごとに少しずつ増やしてきて減らしてというちょっとあるんですが凸凹が。令和2年度と令和3年度に移行するときに結構な量で増えていますよね、これ。件数的にも1,200件増えて、金額的にも1,500万円ぐらいプラスという、これって何があってこうなったかって状況分析できていますか。

政策企画課長 一番大きな要因としましては、ポータルサイト、申込みをする窓口をインターネット上で那珂市のふるさと納税を申し込めるポータルサイトの数を令和3年度増やしたということもございます。今は七つございますが、令和4年度の当初、昨年当初はたぶん三つだったかと思います。その前も二つぐらいだったと思いますので、その辺徐々に増やしてきているということもございますので、やはり目につくところを増やすということをまずきっかけとして、納税額を増やしていきたいと考えてございます。

委員長 ありがとうございます。

一般質問した経緯もこれあるんですが、ポータルサイトもやっぱりものすごく有名どころと小さいところ、いろいろあるみたいですので、よく吟味して目立つように、さらにもお願いしておきたいなと思います。よろしく申し上げます。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開を11時40分にいたします。執行部は入替えをお願いします。
お疲れさまでした。

休憩（午前11時31分）

再開（午前11時40分）

委員長 再開いたします。

総務課と瓜連支所が出席いたしました。

議案第41号 那珂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明お願いいたします。

総務課長 総務課長の加藤でございます。ほか4名の職員及び瓜連支所長、ほか1名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第41号をご覧ください。

議案第41号 那珂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年9月5日提出、那珂市長。

提案理由でございます。国においては、令和5年5月8日限り新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類相当に引き下げられたことに伴い、防疫作業手当の特例が廃止されたことから、本条例の一部を改正することとするものです。

2ページが改正本文、3ページが新旧対照表でございます。

4ページをお開き願います。

改正の概要でございます。

まず、現在感染症法上で特定新型インフルエンザの中に現在新型コロナウイルス感染症、再興型新型コロナウイルス感染症も含まれているというところで改正を行っております。

附則の第2項、改正の概要でございます。

新型コロナウイルス感染症に対する特例を廃止し、新たに特定新型インフルエンザ等に対する特例に改めるものです。

その下の段でございます。

附則第3項では、新型コロナウイルス感染症を特定新型インフルエンザ等に改めるものです。

改正条例附則としまして、本条例は公布の日から施行いたします。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第41号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第47号 令和4年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について(議会事務局、総務課、瓜連支所部分)を議題といたします。

初めに、一般会計の所管部分について、1款議会費について説明をお願いいたします。

総務課長 それでは、款項目、支出済額の順にご説明いたします。

決算書の68ページをお開き願います。決算主要施策調書は15ページからになります。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、支出済額1億8,787万9,927円。不用額のうち、8節の旅費につきましては、コロナ禍の影響で委員会の視察等がなくなったことによるものでございます。12節の委託料につきましては、会議録作成の実績による残となります。18節の負担金補助及び交付金につきましては、主に政務活動費の精算による残でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 続いて、総務課と瓜連支所の所管を一括して説明をお願いいたします。

総務課長 それでは、総務課所管部分についてご説明いたします。

決算書の70ページをお開き願います。決算主要施策調書は、15ページから16ページになります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費11億3,145万9,317円。不用額の4,879万9,683円ですが、主なものとしましては給料、職員手当等、それに共済費等の残となっております。

続きまして、80ページをお開き願います。決算主要施策調書は17ページになります。

6目企画費4億8,051万2,036円。そのうち総務課の所管となる事業は、83ページをご

覧いただきたいと思います。上から3番目の行政改革推進事業の55万8,625円でございます。主に行財政改革懇談会の委員謝礼並びに市民アンケート2,000通の郵送料でございます。続きまして、102ページをお開き願います。14目諸費6,672万1,809円。そのうち、総務課の所管となる事業は諸費事務費510万1,297円及びその下の自衛官募集事業4万5,000円が総務課の所管となっております。

続きまして、同じページの下段になります。

2項徴税費、1目税務総務費1億9,072万3,015円。そのうち、総務課の所管となる事業は、105ページになります。105ページ、上から2番目の固定資産評価審査委員会設置事業2万640円でございます。

続きまして、108ページをお開き願います。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費949万2,177円。こちらは、職員人件費に加え選挙管理委員会の委員報酬や事務費等でございます。

110ページになります。110ページをご覧ください。

2目選挙啓発費19万円。こちらは、選挙の啓発物品や選挙啓発ポスターの出品者記念品となっております。

同じく110ページになります。決算主要施策調書は18ページになります。

続きまして、3目参議院議員通常選挙費2,224万1,482円。こちら、令和4年7月10日執行でございます。投票率47.81%でございます。

その下になります。決算主要施策調書は19ページになります。

4目茨城県議会議員選挙費1,846万3,958円。こちら、令和4年12月11日執行でございます。投票率40.73%でございます。

続きまして、112ページをお開き願います。決算主要施策調書は20ページになります。

5目那珂市長選挙費1,482万3,962円。こちら候補者が定数を超えないため無投票となっております。

続きまして、決算主要施策調書は21ページになります。6目那珂市議会議員補欠選挙費454万9,972円。こちら、令和5年2月5日執行。投票率32.49%ございました。

続きまして、114ページをお開き願います。

こちらは監査委員会の決算になります。

6項監査委員費、1目監査委員費958万167円。職員人件費並びに監査委員報酬が主な支出となっております。

一般会計における総務課の所管事業は以上となります。よろしく願いいたします。

瓜連支所長 瓜連支所所管についてご説明いたします。

決算書の100ページ及び101ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、12目支所費、支出済額5,356万4,821円でございます。こちらは、主に支所庁舎の維持管理費となっております。

以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続きまして、令和4年度那珂市地方公平委員会特別会計決算について、まず歳入について説明をお願いいたします。

総務課長 決算書の360ページをお開き願います。

歳入の部でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目負担金、収入済額9万6,650円。

2 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、収入済額68万8,505円。

3 款諸収入、1 項預金利子、1 目預金利子、収入済額ゼロでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて、歳出について、説明をお願いいたします。

総務課長 決算書の362ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、支出済額9万1,382円。主に公平委員会委員の報酬です。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、支出済額ゼロ。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。お疲れさまでした。

休憩(午前11時55分)

再開(午前11時56分)

委員長 再開いたします。

管財課が出席いたしました。

議案第47号 令和4年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について（管財課所管部分）を議題といたします。

所管部分の説明をお願いいたします。

管財課長 管財課長の川崎です。ほか3名が出席しております。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、款項目、支出済額の順に説明させていただきます。

決算書78ページをお開きください。なお、決算主要施策調書につきましては22ページから26ページまでが管財課所管部分の事業となります。

上段になります。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、支出済額1億1,342万881円。主な不用額としましては、財産管理事務費における下大賀コミュニティセンターの県道静大宮線の工事に伴う駐車場舗装工事及びフェンス設置工事、こちらの工事のほうが延期になっております。また、市有地の売買等に必要な不動産鑑定及び測量調査の請負差金によるものです。

続きまして、決算書80ページをお開きください。上段になります。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、支出済額4億8,051万2,036円。このうち5事業が管財課所管でございます。初めに、高度情報化推進事業、下段になります。2,069万4,725円。次のページをお願いします。業務系システム管理事業1億1,161万738円。その次の職員技能向上及びセキュリティ研修事業1万3,312円。中段の情報系システム管理事業1億3,314万1,572円。次のページをお願いします。中段の社会保障・税番号制度対策事業708万7,092円。以上が管財課所管の事業となります。

主な事業内容としましては、庁内のコンピューター関連の維持管理費に要した費用でございます。

続きまして、決算書190ページをお開きください。中段になります。

7款土木費、4項住宅費、1目住宅管理費、支出済額8,734万5,706円。主な不用額としましては、市営住宅長寿命化事業の設計業務委託及び改修工事の請負差金によるものです。

続きまして、決算書の252ページをお開きください。上段になります。

12款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費、支出済額ゼロ円。令和4年度につきましては、普通財産の取得がなかったため支出はありません。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（なし）

委員長 質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開を1時といたします。お疲れさまでした。

休憩（午後0時02分）

再開（午後1時00分）

委員長 再開いたします。

税務課と収納課が出席いたしました。

議案第47号 令和4年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について（税務課、収納課所管部分）を議題といたします。

初めに、歳入の所管部分について、一括して説明を願います。

税務課長 税務課長の小林です。ほか3名の職員が出席しております。よろしくお願いいたします。

収納課長 収納課長の片野です。ほか2名の職員が出席しております。よろしくお願いいたします。

税務課長 それでは、決算書の16、17ページをお願いいたします。

款項、収入済額の順にご説明をいたします。

1 款市税、1 項市民税30億4,513万6,291円。収納率につきましては98.1%となっており、前年度と比較しますとプラスマイナスゼロポイントとなっております。なお、市民税につきましては個人市民税と法人市民税の合計額となります。

2 項固定資産税34億5,467万3,595円。収納率は97.3%となっており、前年度と比較しますと0.2ポイントの増となっております。なお、固定資産税につきましては固定資産税と国有資産等所在市町村交付金及び納付金の合計額となっております。

3 項軽自動車税2億109万1,854円。収納率は93.1%となっており、前年度と比較しますと0.2ポイントの増となっております。

4 項市たばこ税4億2,279万2,144円。収納率は100%であり、前年度と比較しますと3,593万7,340円の増となっております。

5 項都市計画税3億1,352万4,115円。収納率は97.3%となっており、前年度と比較しますと0.3ポイントの増となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（なし）

委員長 質疑を終結いたします。

続いて、歳出の部分について、一括して説明をお願いいたします。

税務課長 それでは、決算書の102、103ページをお願いいたします。

款項目、支出済額の順にご説明をいたします。

2款総務費、1項総務管理費、14目諸費6,672万1,809円。このうち、税務課分としましては右側備考欄の上から4番目の丸印に記載をされております市税等過誤納還付金であり、支出済額2,545万3,147円になります。前年と比較しますと525万8,206円の増でございます。主な過誤納還付金の内容としましては、法人市民税の確定申告による還付及び個人の市税の課税更正による還付などになります。

続きまして、2項徴税费、1目税務総務費1億9,072万3,015円。税務総務費につきましては、職員人件費、税務総務事務費、また総務課所管になりますが、固定資産評価審査委員会設置事業の3事業になります。税務総務費の不用額としましては624万6,985円となり、主なものとしましては職員人件費の執行残額でございます。

続きまして、104ページから107ページになります。

2目賦課徴収費8,502万624円。賦課徴収費は、賦課事務費、徴収事務費、固定資産課税台帳整備事業の3事業になっております。決算主要施策調書につきましては、税務課所管分としまして27ページ、収納課所管としましては29ページをお願いいたします。すみません、28ページから30ページになります。固定資産課税台帳整備事業4,943万5,980円になります。主な事業内容は、課税台帳整備等に係る委託料になります。徴収事務費としまして1,648万9,747円になります。主な事業内容は、茨城租税債権管理機構の負担金及びコンビニ収納事務委託手数料になります。賦課徴収費の不用額としましては845万9,376円となり、主なものとしては役務費、委託料、需用費の執行残額でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。お疲れさまでした。

休憩（午後1時07分）

再開（午後1時08分）

委員長 再開いたします。

防災課が出席いたしました。

議案第47号 令和4年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について（防災課所管部分）を議題といたします。

所管部分の説明をお願いいたします。

防災課長 防災課長の石井です。ほか3名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたし

ます。

では、着座にて説明させていただきます。

それでは、決算書の99ページをご覧ください。なお、決算主要施策調書におきましては32ページから34ページまでが防災課所管の事業となります。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

上段になります。

2款総務費、1項総務管理費、10目交通安全対策費、支出済額238万241円でございます。不用額の主なものといたしましては、交通安全推進事業において、新入学児童交通安全のつどいを取りやめ交通安全の啓発物品を配布する方式に改めたため、委託料や需要費などに不用額が生じております。

続きまして、11目原子力対策費、支出済額216万8,785円でございます。不用額の主な理由といたしましては、原子力防災事務費において仮称ではございますが、那珂市原子力防災対策懇話会を設置して広域避難計画案等へのご意見を伺う予定としておりましたが、避難所面積の変更等により広域避難計画案策定の進捗が遅れていることから、懇話会の設置を見送ったこと、また新型コロナウイルス感染症に係るバス乗車のガイドラインが変更され、乗車人数が緩和されたことにより避難訓練の際のバス借り上げ台数を少なくできたことなどから、報償費や使用料及び賃借料などに不用額が生じております。

続きまして、103ページをご覧ください。

14目諸費のうち、防災課が所管するのは103ページの上から五つ目の丸、防犯事業になります。支出済額は626万1,300円でございます。この事業では、防犯カメラの設置と各自治会への防犯灯の設置及びLED更新への補助等を行っております。

続きまして、117ページをご覧ください。中ほどになります。

7項災害復旧費、1目過年度災害復旧費、支出済額35万4,723円でございます。

続きまして、199ページをご覧ください。下段になります。

8款消防費、1項消防費、5目災害対策費、支出済額3,357万4,445円でございます。不用額の主なものといたしましては、防災事務費において、新型コロナウイルス感染症の影響により県外での会議や研修が中止またはウェブ開催となったことから旅費に不用額が生じ、また自主防災組織育成事業においても新型コロナウイルス感染症の影響により自主防災組織の活動を制限されたことから、その活動への補助金に不用額が生じております。

説明につきましては以上となります。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午後1時14分）

再開（午後1時15分）

委員長 再開いたします。

市民協働課が出席いたしました。

議案第47号 令和4年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について（市民協働課所管部分）を議題といたします。

所管部分の説明をお願いいたします。

市民協働課長 市民協働課長の秋山です。ほか3名が出席しております。よろしくお願いいたします。

着座にてご説明させていただきます。

決算書の88ページをお開き願います。また、決算主要施策調書におきましては35ページから38ページまでが市民協働課所管の事業となっております。

それでは、決算書88ページから、款項目、支出済額の順にご説明いたします。

上段になります。

2款総務費、1項総務管理費、7目コミュニティ費、支出済額5億5,573万7,403円になります。不用額の主なものですが、コミュニティセンター等の需要費において、光熱費、委託料におきまして入札残金が不用額となっております。また、役務費においては新型コロナウイルス感染症の影響により事業が実施できず、郵送料などに不用額が生じております。使用料及び賃借料においては、AED購入を5年間のリース契約になったための不用額です。負担金補助及び交付金は、自主活動施設の緊急修繕補助と市民活動支援補助金の残金になります。

次に、事業費の大きな事業といたしまして、95ページをお開き願います。下段の四中学区コミュニティセンター整備事業になります。主な事業内容は、土砂運搬、建屋本体の工事になります。

また、令和6年6月の供用開始に向けて、令和5年3月に菅谷地区まちづくり委員会及び四中学区地域代表などで構成する四中学区コミュニティセンター建設委員会において施設名称を協議、決定いたしました。名称はふれあいセンターすがやとなりました。

続きまして、96ページをお開き願います。下から2番目の段になります。

2款総務費、1項総務管理費、8目男女共同参画推進費、支出済額26万9,045円でございます。

次に、同じ97ページの下段になります。

2款総務費、1項総務管理費、9目国際・市民交流費、支出済額104万9,022円になり

ます。不用額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により国際交流協会での事業が実施できず、補助及び交付金に残が生じたものになります。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

寺門委員 ただいま課長から四中学区コミュニティセンターの整備事業の件につきまして説明を受けまして、ただいまの現在の進捗状況と、また最近の物価高によりましてこの金額の変更などが今後生じるのかも踏まえて、ご回答お願いします。

市民協働課長 現在の進捗状況でございますけれども、建屋本体及び駐車場工事を含めまして、38%進捗しております。これにつきましては、スケジュールどおり、遅れのない状況が今の現状でございます。また、物価上昇に伴ってにつきましては、その都度業者と打合せをしながら対応してまいります。今のところ急激な物価上昇での契約変更があるという話にはなってございません。

以上でございます。

寺門委員 ありがとうございます。引き続き安全第一で現場をよろしく願いします。

委員長 ほかがございませんか。

副委員長 冒頭にAEDのリースの話が出たかと思うんですけども、ちなみに、購入するとピンキリでしょうが30万円ちょっとかかりますけれども、こちら戸多地区の交流センターに1基しかAEDがないですね。リースというのは年間使用、各メンテも含めて、どのぐらいの金額がかかるのか、分かれば教えていただきたいと思います。

市民協働課長 年間のリース代につきましては48,840円で、令和4年度の支払いは8,140円になります。

副委員長 購入できないものかとずっと考えていたんですけども、リースの場合の値段であれば助からない命も助かったようなケースもまま見受けられるんで、できれば各公民館に1つ、戸多地区には7か所公民館あるんですけども、公民館全部に設置できればいいのかなと思いますが、ちょっとまちづくり委員会の事務局長に、検討するように相談してみたいと思います。ありがとうございます。

委員長 ほかがございませんか。

それでは、私のほうから。

AEDにちなみまして、過去に一般質問の中でAEDの屋外設置をお願いした経緯が、その当時は多分屋外設置はないということだったんですが、今の現状、屋外設置にされている、龍ヶ崎市とか、この間新聞に出ていたんですが、屋外設置を進めている自治体もあるんですが、屋外設置は今のところ、現状那珂市の中にはないということでしょうか。

市民協働課長 私ども所管のコミュニティ施設については屋外にはなく、屋内しか今のところ
ございません。

委員長 そうですよ、消防と両方の設置の感じになりますからね。分かりました。そういう
のも、屋外にもつけばいいなという感覚があったので、これからいろいろほかのところ
見ながら考えていただけたらありがたいなと思います。

あと、ほかございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。お疲れさまでした。

休憩（午後1時23分）

再開（午後1時24分）

委員長 再開いたします。

市民課が出席いたしました。

議案第40号 那珂市印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

市民課長 市民課長の関です。ほか2名が出席しております。よろしく申し上げます。

着座で失礼します。

それでは、議案第40号 那珂市印鑑条例の一部を改正する条例。

那珂市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年9月5日提出、那珂市長。

提案理由でございます。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律
による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部
が改正されたことに伴い、多機能端末による印鑑登録証明書の交付に際し、移動端末設
備による交付を可能とするため、本条例の一部を改正するものです。

2ページをお願いします。

2ページにつきましては、条例の改正文でございます。3ページにつきましては、新旧
対照表になります。

4ページをご覧ください。

那珂市印鑑条例の一部を改正する条例の概要でございます。

現在、印鑑証明につきましてはコンビニの多機能端末、マルチコピーで取ることができ
るようになっております。その際に、マイナンバーカードのICチップの中に記録されて
いる利用者を証明する電子証明書、こちらが必要となっておりますが、今回の名称長い
法律の改正によりまして移動端末設備、スマートフォンです。スマートフォンにも利用
証明書が記録できるようになりました。これによりまして、市の印鑑条例、こちらにつ
きまして、今のところコンビニの交付利用につきましてはマイナンバーカードに限定さ

れておりましたが、スマートフォンでの利用を追加しまして、スマートフォンでもコンビニ交付が利用できるというようにする条例改正でございます。

改正条例文の附則、施行期日でございますが、現在のところコンビニ側の多機能端末、マルチコピーが対応する整備がまだ進んでいないため開始時期が決まっておりません。そのため、コンビニ交付の端末が整備でき次第開始するようにするために、施行期日については公布の日から1年以内に規則で定めるとする措置をしております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第40号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第46号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

市民課長 議案第46号 公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

指定管理者の指定について、下記のとおり指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

提案理由でございます。

那珂聖苑の指定管理につきましては、現在の指定管理者の代表団体、こちらが令和5年10月1日付で会社が合併、名称を変更することから、改めて指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものです。

次のページ、2ページをお願いします。

説明資料に沿って説明させていただきます。

概要でございます。

現在、那珂聖苑の指定管理者はタカラビルメン・五輪共同グループを指定しておりますが、代表団体であるタカラビルメンが令和5年10月1日付で会社合併と名称変更を行い、

シナネンアクシアという会社になることから、改めて指定管理者の指定を行うものです。

2番の指定管理者の選定でございます。

今年の4月に開催しました那珂市指定管理者選定委員会に提出されました事業計画書、書類審査において、会社名がタカラビルメンからシナネンアクシア株式会社に変更になっても事業全てを継続することや、現在の指定管理に係る事業計画に変更がない旨、誓約をされていることから、公募は行わず、指定管理者の残期間について、シナネンアクシア・五輪共同グループを指定管理者に選定しております。

3番の指定期間でございます。

令和5年10月1日から令和10年3月31日までとなります。こちらは、現指定の残存期間を指定期間とするものです。

4番の指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在。

名称、那珂聖苑。所在、那珂市堤1020番地1。

5番の指定管理者と団体の概要でございます。

名称、シナネンアクシア・五輪共同グループ。代表団体、シナネンアクシア株式会社。

構成団体、株式会社五輪。業務の内容等につきましては、記載のとおりです。

説明は以上です。

委員長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第46号を採決いたします。

本案は、原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第46号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第47号 令和4年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について(市民課所管部分)を議題といたします。

所管部分の説明をお願いいたします。

市民課長 それでは、決算書106ページをお開きください。なお、決算主要施策調書につきましては39ページから41ページまでが市民課所管事業となっております。

款項目、支出済額の順に説明いたします。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費1億2,269万4,153円。このうち市民課が所管する事業でございますが、107ページの戸籍住民基本台帳事務費、個人番号カード交付等事業、109ページになりますが、証明書コンビニ交付事業の3事業で4,949万6,065円になります。不用額の主なものでございますが、個人番号カード交付事業における人材派遣費用の444万6,000円でございます。この人材派遣費用につきましては、マイナポイント申込支援業務という、こちらの、令和5年4月分と5月分で、3月に追加補正で計上しております。そのまま令和5年の予算に繰越したものでございます。

107ページ下段になります。戸籍住民基本台帳費繰越明許分についてご説明申し上げます。こちらの440万円につきましては、令和3年度、こちら国庫補助事業でございます。令和3年から令和4年に繰越したものでございます。事業内容につきましては、住民基本台帳ネットワークシステム、こちらの改修でございます。この改修によりまして、令和5年2月からマイナンバーカードを使って転出転入のオンライン手続きができるようになりました。

109ページをご覧ください。

2目一般旅券発給費8万5,550円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。お疲れさまでした。

休憩（午後1時35分）

再開（午後1時37分）

委員長 再開いたします。

環境課が出席いたしました。

議案第47号 令和4年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について（環境課所管部分）を議題といたします。

まず、一般会計の所管部分について説明を願います。

環境課長 環境課長の綿引です。ほか2名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、決算書の152ページをお開き願います。なお、決算主要施策調書につきましては43ページと44ページが環境課の所管事業となります。

決算書をご覧ください。

152ページ、下段になります。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目環境衛生費 1 億3,228万5,185円。このうち環境課が所管する事業につきましては、153ページ、備考欄の一番下の丸印でございます。環境審議会事業。ページめくっていただきまして、155ページになります。備考欄の一番上の丸印から、衛生害虫等対策事業、狂犬病予防事業、環境保全対策事業。次の浄化槽設置補助事業でございますが、こちらにつきましては下水道課の所管事業でございます。また、次の聖苑管理事業でございますが、こちらにつきましては市民課の所管事業でございます。環境課所管事業に戻りまして、一番下の丸印でございます。墓地埋葬等取扱事務。ページめくっていただきまして、157ページでございます。備考欄の一番上の丸印、環境活動啓発事業、以上 6 事業が環境課の所管事業でございます。

環境課所管事業合計といたしましては、支出済額 1 億3,228万5,185円のうち670万1,260円でございます。昨年度に比べまして約187万円の増額となっておりますが、主なものは環境活動啓発事業における環境基本計画を策定いたしましたので、業務の委託料でございます。不用額1,055万7,815円のうち環境課が該当する額は131万1,740円でございます。主に委託料の入札差金などがございます。決算主要施策調書につきましては43ページでございます。

続きまして、決算書の156ページをお願いいたします。中段になります。

4 款衛生費、2 項清掃費、1 目清掃総務費 5 億1,564万5,705円。不用額は125万2,295円でございます。主に委託料の入札差金などがございます。決算主要施策調書につきましては44ページでございます。

続きまして、決算書の156ページ、下段になります。

4 款衛生費、2 項清掃費、2 目一般廃棄物処理費 1 億1,878万3,801円。不用額169万4,199円のうち、主なものは不法投棄廃棄物撤去事業の委託料の残額でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

木野委員 すみません、157ページの不法投棄の件なんですけれども、これはどのような場所で不法投棄があったのか教えていただけますか。

環境課総括 お答えします。

市内、いつも同じような場所で見えにくいところとか田んぼの端とか、そういったところが多いです。

木野委員 全体で何か所ぐらいなの、分かれば。

環境課長 不法投棄回収の実績でございますが、不法投棄に関しましては令和4年度129件でございます。

木野委員 また別なんですけれども、主要施策調書の43ページにグリーンカーテンとありますけれども、今もグリーンカーテンはやっているんですか。

環境課長 実施してございます。

木野委員 場所はどの辺ですか。

環境課総括 消防署と、それから本庁舎の正面出入口、それから支所は以前あったんですけれども、スロープのところ、ちょっと緩衝してしまうので今はやっていません。

委員長 ほかがございますか。

私もちっと関連して、不法投棄の件なんですけれども、最近、新聞なんかでも言われたんですけれども、ゲリラ投棄、建築廃材を持ってきて、私の地区、瓜連地区にも道路の脇にコンクリート資材を多分ダンプカーで来て道路の脇に空けてそのまま逃げちゃうような。これ、なかなか対策は難しいと思うんですけれども、何か対策なんかはございますか。多少、何件かあったと思うんですよね、那珂市内にも。建築廃材を捨てられちゃうとか。

環境課長 やはり、場所的にそういったあまり人が通らないところとか、そういうところですか、戸多の山の中とか、あとは那珂インターチェンジ周辺ですね。監視カメラを設置して見たりしているような形です。監視カメラをつけるとやらなかったりするんですけれども、なかなかいたちごっこで、ほかの地区もそうですけれども、なかなか厳しい状況でございます。

委員長 なかなか対策難しいかもしれませんが、自治会なんかとも協力してそういうのがなくなるようお願いいたします。

ほかがございますか。

君嶋委員 1点教えていただきたいんですけれども、主要施策調書44ページの生ごみ処理機の補助事業で、ここに令和4年、令和3年、令和2年と書いてありますけれども、去年は少なかったのか、補助事業で希望する方が12台ということは、去年は少なく、今まで増えてきたと思ったらまただんだん少なくなってきたんですけれども、この辺の理由というは何か調べてはありますか。

環境課長 理由的には特に調べてはおりませんが、電動処理機のほうは金額が高いんですけれども、そういった形で、コンポストのほうも令和2年から比べると徐々に基数から見れば下がってきているような状況でございますので、PRのほうも含めてやっていかなくてはいけないと考えております。

君嶋委員 じゃ、電動処理機って1台幾らぐらい補助金として出るんですか。

環境G長 お答えします。

こちらの補助額につきましては、事業費の3分の1で、上限3万円までというふうになっております。

以上です。

君嶋委員 上限3万円だということは、3分の1ですから9万円ぐらいの機械買えば3万円出してもらえるとこの形で、分かりました。

委員長 あと何もございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

続きまして、令和4年度那珂市公園墓地事業特別会計決算について、まず歳入についてご説明をお願いいたします。

環境課長 それでは、決算書の306ページをお開き願います。

歳入の部でございます。款項、収入済額の順にご説明いたします。

1款使用料及び手数料、1項使用料535万円。2項手数料7,200円。

2款管理料、1項管理料492万9,120円。収入未済額7万8,840円につきましては、9名分の墓地管理料でございます。

続きまして、3款繰入金、1項繰入金ゼロ円。

4款繰越金、1項繰越金326万2,186円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

君嶋委員 では、ちょっと、169ページ、主要施策調書。福ヶ平霊園と瓜連富士霊園、実際、今この区画で1,214区画と364区画ということは、これ区画ですか、それとも全部埋まっている区画の数、どちらなのでしょう。

環境課長 埋まっている数でございます。福ヶ平霊園はあと約200区画余ってございます。

瓜連富士霊園につきましては、約100区画余ってございます。

以上でございます。

君嶋委員 200と100が余っているということですね。ということは、これから使ってもらえるような啓発活動、あまりPRということはないんですけれども、いつまでも残しておくわけにいかないと思うので、この辺はどのような活動をしているのか伺います。

環境課長 そうですね、これからライフスタイルも変わってきていますので、いろんな方がいらっしゃると思います。強制することはできないんですけれども、地道にPRのほう進めていきたいと思っております。

君嶋委員 そうですね、ライフスタイル変わってきたりとか、墓じまいとか逆に外に子供が出ているために管理ができないということで墓じまいするような話もでてきます、その辺は何件かありますか。

環境課長 年に数件ございます。

君嶋委員 分かりました。やはり、少しでも、残すわけにもいかないと思いますので、その辺

はよろしくお願ひいたします。

木野委員 307ページの収入未済額9名分って、これ1年分だけですか、それとも何年も滞納されている方はいらっしゃいますか。

環境課長 そうですね、1年分ではございません。複数年という形ございますが、そういう形になっております。

木野委員 その9名分に関しては、やっぱりいろんな手法を取られてはいると思うんですけども、なかなか支払ってはいただけない状況なんですか。

環境課長 年度末、昨年末に自宅訪問等行いまして、6名分完済したという形もございまして、今後も引き続きやってまいりたいと思います。

委員長 ほかがございせんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて、歳出について説明を願ひます。

環境課長 それでは、決算書の308ページをお開き願ひます。

歳出の部でございます。

なお、決算主要施策調書につきましては169ページが環境課の所管事業になります。

決算書をご覧ください。308ページ、上段でございます。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費431万2,805円。

2 款諸支出金、1 項繰出金、1 目一般会計繰出金580万円。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費ゼロ円。

総支出済額は1,011万2,805円でございます。不用額288万7,195円のうち、主なものは公園墓地管理事業の需要費、修繕料の残額でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございせんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願ひいたします。お疲れさまでした。

休憩（午後1時54分）

再開（午後1時55分）

委員長 再開いたします。

会計課が出席いたしました。

議案第47号 令和4年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について（会計課所管部

分)を議題といたします。

所管部分の説明を願います。

会計課長 会計課長の茅根です。ほか2名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

決算書の76ページをお開き願います。76ページ、下段になります。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、4目会計管理費、520万1,544円です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

休憩(午後1時56分)

再開(午後1時57分)

委員長 再開いたします。

これより、議案第47号 令和4年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についての討論及び採決を行います。

まず、討論を行います。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第47号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部の皆様はご退席ください。お疲れさまでした。

ありがとうございました。

再開を14時10分といたします。

休憩(午後1時58分)

再開(午後2時10分)

委員長 再開いたします。

その他になりますが、初めに茨城県市議会議長会令和5年度第1回議員研修会について協議をいたします。

令和5年11月20日月曜日から21日火曜日、茨城県市議会議長会の令和5年度第1回研修会がございます。研修会場は北茨城市で、宿泊研修となっております。総務生活常任委員会から1名選出することとなりますが、どなたか行っていただける方はおりますでしょうか。

寺門委員 私、もし皆様のご意見が、よろしければ。いい機会なんで参加したいと思います。

(「どうぞ、どうぞ」と呼ぶ声あり)

委員長 では、総務生活常任委員会からは寺門勲委員に参加をお願いいたします。

続きまして、議員と語ろう会についてを協議いたします。

8月5日に開催された議員と語ろう会について、各会場で当委員会に関するご意見についてサイドブックに掲載しております。

まず、意見や質問について対応を分類していきたいと思いますが、一度ここでちょっと暫時休憩を入れさせていただきたいと思います。お願いします。

休憩(午後2時11分)

再開(午後2時12分)

委員長 再開いたします。

まず、対応方法の分類をしていきたいと思います。

1番は、意見要望として承り、執行部に伝えるもの。2番は、質問内容として調査し、回答が必要なもの。3番は、意見として聞くのみで対応しないもの。この三つに分類してまいります。

それでは、上から順に分類してまいります。よろしく願いいたします。あと、2番の調査が必要な場合、誰がどこに聞くのかも同時に意見をよろしく願いいたします。

最初の質問、最初は、条例制定を考えてほしい。これ、特に太陽光のこと言われているかと思うんですが、抑制区域、罰則、住民説明、廃棄処分などについても条例の中で検討してほしい。これは現在委員会のほうとしてやっているものなので、1番で。これは結果的に要望として伝えることになって、今委員会の中で進めている話なので、1番ということでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 2つ目の、現状の申請制度を見直し、許可制度になるように条例制定したほうがいい。これも同じですね。

3番目、まずは条例制定をし、変更等があればその都度改正していくことが重要だと思う。意見として。

(「3番で」と呼ぶ声あり)

委員長 意見としてでいいですね、これね。確かにその都度改正していくというのも考えてはいますので、1番でも3番でも、両方ですが。その都度改正していくことが重要だと思うということですから、3番でいきます。

自宅のそばにつくらない。自宅側につくらない。厳しい条例をつくるべき。微妙ですが、これもやはり条例の中に多少なりとも盛り込もうと思っている部分なんで、1番ですね。

(「そうですね」と呼ぶ声あり)

委員長 条例をつくるには、細かいことをしっかり勉強し、情報を収集するべき。これは、3番ですね。

条例の内容について、排水の件や伐採の件を明確に入れてほしい。1番にしておきます。

7番の太陽光パネルについて、反対である。廃棄処分がどうなっていくのか、環境を考えてほしい。これは3番。

次、調整池があるところは良いが、ほとんどのところはないので大雨の時など心配。3番ですね。

調整池があふれる危険がある。これも3番。

県条例で制定してくれれば各自治体でこんな問題は起きないのではないのか。後台地区では太陽光パネルを設置、その際生態系が変わり自然が壊されているのが問題。これも3番。微妙ですけれども。条例を制定してくれということでしょうから。意見として聞くということで。

11番、小さい土地を利用して設置する業者が増えてきている。これは意見を聴くのみですね。

(「3番」と呼ぶ声あり)

委員長 次は12番、設置に伴い井戸水が枯れたなど、自然に優しいエネルギーではない。これも3番。

13番、設置に伴い電波障害も増えてきた。これも3番ですね。

14番、耐用年数や事業者が倒産したりする事態はどうするのか。東京の業者が多く、何かあっても責任が取れないのではないか。3番。

(「3ですね」と呼ぶ声あり)

委員長 15番、森林等の伐採により治水が悪くなり、排水も悪くなっているという現状を考えていただきたい。これも3番でしょうね。

17番、町並みの環境が壊れる。

(「16は」と呼ぶ声あり)

委員長 景観を保持して森林の保全を考えてほしい。これも意見。要望として執行部に伝えるものですかね。1番で。

町並みの環境が壊れる。3番ですね。

里山の景観の那珂市に。これも3番。

レアメタルが排出してくる可能性があり、危険ではないか。3番。

いずれにせよ、条例制定を考えていることについて、大体意見として聞くということのも対応の中の一つとなりますので、聞き流すということじゃないんで、受け止めながら条例

をつくっていくということなので3番が多くてもしょうがないのかな。

建築上の規制や擁壁、排水等をしっかり対応してほしい。これも3番ですかね。建築上の規制、1番なのかな。

(「1のほうがいいんじゃないか」と呼ぶ声あり)

委員長 条例に生かすということで。

設置場所によってはパネルの下に段ボールなどがそのまま放置されているため景観が悪い、また草も刈られていない。これも管理においての条例がありますんで、1番。

地域によって何かトラブルや苦情はありませんか。これも3番ですね。

家庭用の蓄電池の補助をしてほしい。これは2番ですか。執行部に伝えるものですかね。1番ですね。

外資系の会社が那珂市に入っていないですか。

(「これは回答できますかね」と呼ぶ声あり)

委員長 外資系の会社が入っているかどうかというのを確認するだけでいいんですから、これは2番で。

笠間市で山が崩れて補償がもらえない事案があった。那珂市ではしっかり考えてほしい。3番。

市のチェックをこれからしっかりしてほしい。3番。

水の問題で谷津川があり、人命に関わることになります。田んぼダムの計画もあります。ちょっと27は置いておきましょう。

28番、静地区のアフターフィットで会社が辞めたあとの、パネル設置がしてある市道の所をどうするのか。現状残す、どういう対処ができるんだ。これもちょっと抜いておきましょう、ちょっと後回しにします。

経年劣化に伴い、新たな設備投資が心配なのと空き家と同じようにならないのかが懸念される。3番ですか。

地権者が現状を維持していくのが大変なのは分かるが、考えてほしい。3番で。

排水路が草でたまって困っている。境界ぎりぎりまで設置しているため、草刈りができない問題がある。条例の中にこういうのを生かしていこうと思っているんですけども。1番で。

パネルの設置は反対です。廃棄処分など、これから子供に対する不安を与えます。3番。一番は、人の命をもっと考えてください。3番ですね。

届出はここ5年間で何基あり、耕作放棄地はどれぐらいあるんでしょうか。

これ、今私執行部のほうに聞いてありますんで、2番で。耕作放棄地はどのくらいという、たしか、どのような土地を利用して太陽光パネルを設置しているのかという、地目を教えてくれということなんですね。だから2番をお願いします。

一度休憩入れます。

暫時休憩いたします。

休憩（午後2時25分）

再開（午後2時27分）

委員長 再開いたします。

もう一度確認しますか、1番から。

1番が1、2番が1、3番が3、4番が1、5番が3、6番が1、7番が3、8番が3、9番が3、10番が3、11番が3、12番が3、13番も3、14番も3、15番も3、16番が1、17番が3、18番が3、19番が3、20番が1、21番が1、22番が3、23番が1、24番が2、25番が3、26番が3、27番が3、28番が2、29番が3、30番が3、31番が1、32番が3、33番が3の34番が2です。今の確認で。

それでは、今回の議員と語ろう会でいただいた意見については議会運営委員会に報告し、ホームページに掲載していただくようお願いします。

それでは、今振り分けた内容で、1、執行部に伝えるものについてですが、当委員会の調査事項、太陽光発電についてとなりますので、この後協議する調査事項のまとめを組み込みたいと思います。

続きまして、調査事項についてを議題といたします。

当委員会の調査事項、太陽光発電については、まとめの時期となりました。先ほど協議した議員と語ろう会の仕分けでも、市に伝えるものとして仕分けしたものやこれまでの調査などを踏まえ、どのような点を要望していくのか、視察等の振り返りも含め、皆様よりご意見をお願いいたします。

この問題、具体的に提示いただくと誠にありがたいです。

暫時休憩いたします。

休憩（午後2時30分）

再開（午後3時01分）

委員長 再開いたします。

今委員の皆様方からいただいた意見をまとめますと、要望内容については、30キロワットではなく10キロワットの施設から対応できる条例をつくる。また事業者への変更と届出の義務化。住民説明会も義務化。事業開始後の管理の徹底の義務化。地権者への責任の明確化。地権者まで及ぶということで。あと、廃棄処分の積立て制度、報告の義務ということ。これは市のほうに対する。

市のほうに求めることとして、抑制地域の設定。学校、病院、保育施設、その他そういう公共施設の周りとか市街化区域とか、この辺どうするのかまだ先に決めなくちゃならないみたいですがけれども。あと、それを許可する制度であるということ。あと、罰則規定の明記。罰則規定は、再三勧告に応じない場合には氏名、法人である会社名の公表を行うというふうな罰則規定の明記。取りあえず今のところそのような状況になっており

ます。次の委員会、日にち決めましたけれども、その日程までにまだ何か、各委員の皆様、ありましたら、次の委員会のごときにご報告いただければと思います。

次の委員会は、まだ今執行部の予定を聞いておりませんが、執行部のほうにこの話をどのように進めていくのかというのは、ちょっと内々でお話ししたいなと思いますので、そのように進めていきたいと思います。

本日の議題は全て終了いたしました。

以上で総務生活常任委員会を閉会いたします。

長時間お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会（午後3時03分）

令和5年11月21日

那珂市議会 総務生活常任委員会委員長 富山 豪